

広島県告示第三百六十三号

次の港湾について、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十三条第一項の規定により、東広島市が新たに港湾管理者となったため、同法第三十六条第一項の規定によって、従来港湾管理者であった広島県は、当該港湾の港湾管理者としての地位を失った。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

港湾名

地方港湾安芸津港